

親を生涯発達の観点から捉える試み(その7) —教育行政と福祉行政の子育て家庭への支援—

Parental development from the viewpoint of life span development (Part7)

: The public support of education and welfare for child care family

林 昭 志

Hayashi Shoji

要旨

本研究では、政府が発行している白書などを参照しながら、日本の家族の将来推計や、子育て家庭への施策について述べる。まず今後の日本社会は少子高齢化傾向が続く、という将来推計をみるかぎりでは、今後大きな経済成長の方向性は見出しにくいといえる。さて教育行政は、子どもたちの育ちを社会全体で支えようとしており、家庭の教育的な機能に特に注目して、教育的な支援を充実させていこうとしている。一方、福祉行政は、教育行政が教育面に注目しているのに対して、社会における家庭の役割に注目して、福祉的な支援を充実させようとしているといえる。文部科学省と厚生労働省が相互に連携をとりながら必要な施策を進めていくことが期待される。

キーワード：親、家族、支援、教育、福祉、白書

1. 本研究の目的

これまでの研究では、親の発達に焦点をあててきた（林、2005-2009、2012）。しかし、親を生涯発達の観点から捉えるためには、親を取り巻く状況を知る必要があると考えた。本研究では、親は適切な支援を受けることが必要であるとの認識のもとに、現在の家庭の状況や、行政的な支援の状況を捉えたいと思う。

2. 家庭の状況

現在の家族の状況はどのようなものだろうか。統計的な資料から家族の全体像を探ってみた

い。以下では「国民の福祉と介護の動向2012/2013年版」を参照しながら考察する。

1) 世帯の所得・就業・子どものいる世帯数の状況

平成23年（2011年）の国民生活基礎調査では、世帯の最多所得者が雇用者の世帯（自営業でない等）が約2750万世帯（全世帯の6割を占めている。世帯の平均所得は約650万円）、世帯の最多所得者が自営業者の世帯が約516万世帯（世帯の平均所得は約550万円）となっている。

このように、自営業者であるよりも雇用者である割合が高いといえる。また自営業者より雇用者の方が所得が多いといえる。（国民の福祉と介護の動向、39ページ参照、以下同様）

また、児童のいる世帯は、父母の就業状況別にみると、父母ともに仕事をしているのは約600万世帯（児童のいる世帯の約50%）である。父のみ仕事ありが約415万世帯（同約35%）である。ただし母に仕事ありは約715万世帯（約60%）（総世帯数は約1180万世帯）である。（これは、父母ともに仕事あり、母のみに仕事あり、不詳、のうちで、父の仕事の有無が不詳、母に仕事ありの合計。40ページ、表4参照。）

このように、児童のいる世帯において、父のみが仕事というのは35%程度で、母に仕事がある割合は60%になる。つまり、母が仕事をしている割合が高いといえる。しかし、母の仕事の状況は、非正規が多い（非正規が約33%、正規が約17%、その他が11%）。また、末子が成長して、末子の年齢が高くなるにつれて、母が仕事をするようになる傾向（末子が、0歳では仕事ありが35%、15歳～17歳では仕事ありが75%）がある。

このように、母の仕事の状況は父とは異なり、いわゆる伝統的な性別役割分業が残っているかもしれない。また子育て期を過ぎるとパート等で働くようになる割合が高いという就労状況がみられるかもしれない。しかも、いわゆる M 字形の就労状況であるかもしれない。（40ページ、表5参照）

また、子どものいる世帯が年々減少している（1975年に約1740万世帯だったが、2011年には約1180万世帯になった。）。その一方で、65歳以上のいる世帯が年々増加している（1975年に約710万世帯だったが、2011年には約1940万世帯になった。）。子どものいない世帯が増加する一方で、高齢者のいない世帯が減少しているという結果である。このように世帯構造がここ30年間で大きく変化し、少子化・高齢化が進行したことがわかる。（47ページ、図8参照。ちなみに、世帯の総数は約4668万世帯、夫婦と未婚の子どもの世帯は約1444万世帯。46～47ページ参照。）

2) 世帯数・世帯人員・家族の規模・家族の構成員についての今後の推計

国立社会保障・人口問題研究所が2008年3月に推計した世帯数の将来推計では、一般世帯総数は2005年の約4900万世帯から2015年の5060万世帯まで増加を続け、その後減少に転ずる、という（48ページの引用。ちなみに図9によれば、1980年頃は3600万世帯ほど、1990年頃は4100万世帯ほどであった。）。そして2030年には4880万世帯となり、2005年を下回る、という。（48ページ参照。）

また平均世帯人員は2005年の2.56人から2030年の2.27人まで減少を続ける、という。単独世

帯は2005年の1446万世帯（一般世帯総数の約30%、以下同様）から増加を続け、2030年には1824万世帯（約37%）となる、という。

夫婦と子からなる世帯は、1985年をピークに既に減少傾向にあるが、今後もそれが加速して、2005年の1465万世帯（約30%）から2030年には1070万世帯（約22%）まで減少する、という。ひとり親と子の世帯は、2005年の411万世帯（約8%）から増加を続け、2030年には503万世帯（約10%）となる、という。夫婦のみの世帯は、2005年の960万世帯（約20%）から2030年には940万世帯（約20%）へと変化する（244ページ表5）また、世帯主が65歳以上または75歳以上である世帯の増加も指摘されている（49ページ、表12）。

このように、世帯の数はほぼ維持されても、世帯の人員は減少すると予測されている。家族の規模が徐々に小さくなり、しかも高齢化していくという傾向にある。そして子どもがいる家族も減少傾向にあり、今後もこの減少傾向が続くこと予測されている。

日本社会が成熟期を迎えているという状況が指摘されている中で、少子高齢化傾向が続くという将来推計をみるかぎりでは、今後大きな経済成長の方向性は見出しにくいと思われる。

3. 教育行政における家庭の位置づけ

教育行政による家族への支援はどのような制度に基づいているのであろうか。ここではまず、平成23年度文部科学白書の「第2部 文教・科学技術施策の動向と展開」の「第1章 生涯学習社会の実現と教育政策の総合的推進」の「第4節 家庭の教育力の向上と青少年の健やかな成長」の「1 家庭の教育力の向上に向けた取組」より、家庭に関する記述を拾ってみる。そして、教育行政における家庭の位置づけを探る。

1) 家庭教育を支える必要性について

文部科学白書（平成23年度）にみる家庭に関する記述に関して、まず白書（75ページ）は「家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。」としている。

さらに白書は「しかしながら、近年の都市化や核家族化、少子化などによる、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地縁的なつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。」としている。

家庭での教育の様子は子どもに多大な影響をたしかに与えている。また、近年では少子化・高齢化が進んでおり、都市化などにより家庭の教育力が低下したとしばしば言われている。そのため、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっているといえるため、こうした白書の指摘は妥当だろう。

2) 教育基本法と家庭教育

また白書は「平成18年に改正された「教育基本法」において、新たに家庭教育に関する規定

(第10条) が設けられました。」とある。つまり新しい教育基本法においても、家庭教育の重要性が規定されたのである。

その教育基本法第10条では「(1) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。(2) 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」となっている。

このように、保護者が第一義的責任を持つものとしており、子どもの権利条約と共通するものがある。また、行政が保護者を支援する役割があることが記されている。その支援の際には、家庭教育の自主性を尊重することが必要とされている。

また、教育基本法第13条では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とある。

このように、教育基本法においては、保護者・学校の教職員・地域住民・その他の関係者は、互いに連携・協力するよう努力するものだとされている。よって保護者が行う家庭教育においても、互いの役割と責任を重視しながらも、学校・地域との連携・協力が大切なこととなっている。

3) 教育振興基本計画と学校・家庭教育

また白書は「さらに、「教育振興基本計画」においても、国が行う重点施策として、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すことが盛り込まれました。」とある。

教育基本法第17条では、この教育振興基本計画について、以下のように記されている。「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」

このように、教育基本法第17条に基づいて教育振興基本計画が作成されることとなっている。こうした教育振興基本計画は地方自治体においても国の計画を参考に、作成するよう努力することとなっている。

この教育振興基本計画（平成20年7月）では、今後5年間に政府が取り組むべき教育施策の基本的方向を4点に整理しているが、そのうち「基本的方向1」は「社会全体で教育の向上に取り組む」ことである。そして、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」としている。そして、家庭は教育の原点であり、第1義的責任を有するが、家庭教育の充実のためには、関係機関などの支援が重要な役割を果たすと考えている（教育振興基本計画、12ページ）。

これは改正教育基本法第13条（学校・家庭・地域の連携・協力）を踏まえて、施策を展開していこうとしているものである。

「特に重点的に取り組みべき事項」の中に、「◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづ

くり」があり、「○ 家庭教育支援」として、「子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。」としている。

また「○ 地域が学校を支援する仕組みづくり」として、「学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える「学校支援地域本部」などの取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。」としている。

また「○ 放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくり」として「放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を通じ、広く全国の小学校区で放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくりが実施されるよう促す。」としている（教育振興基本計画、39～40ページ）。

このように、具体的な施策が述べられているが、この他に教育振興基本計画の中で挙げられているものとしては、地域住民ボランティアによる学校支援、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）、などがある。とにかく、学校を地域に開放して、地域の協力のもとで教育を進めていこうという方向性が伺える。

また家庭の教育力の向上を図ることについては、子育ての学習機会の提供、関係機関・専門家がチームを組んだ連携による支援、幼稚園・保育所を活用した施設の開放・相談・助言などの活動、がある（教育振興基本計画、15～17ページ）。このように、教育振興基本計画では、家庭教育を支援していこうとしていることがわかる。

4) 家庭教育支援の取組

白書は「平成23年度には「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を開催し検討を重ね、報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」を取りまとめました」としている。この報告書では、現代が家庭教育が困難になっている社会であると分析し、その支援として、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げる、という方向性から、方策を提案している、という。この報告書はホームページで公表している。

また白書は「平成23年度は、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を実施しました（平成23年度実施箇所数：2,512箇所）」としている。

このように文部科学省は、現代社会を家庭教育が困難な社会であるとして、ネットワーク作りを家庭教育支援の中心的な方法としていることがわかる。特に、学校・家庭・地域の連携を

視野に入れた取組みを充実させようとしている。

また白書は「地域住民、学校、行政、NPO、企業などの協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例などを活用した、全国的な研究協議を行っています。」とある。

たとえば白書は「平成23年度は、宮城県において、「震災を超えて一今、みんなでできること、あなたにできること～社会全体で子どもたちを育むために～」をテーマに、滋賀県において、「共に育み、共に育つ。そして、学びを支え合う。～学校・家庭・地域において我々は何ができるか～」をテーマに研究協議会を開催し、全国的な啓発を行いました。」としている。

このように文部科学省は、家庭教育支援の活性化のために、関係者が協働して、社会全体で支援する方法をとることを明記している。文部科学省は、子どもたちの育ちを社会全体で支えようとしており、学校・家庭・地域の連携を大切に考えていることがよくわかる。

また白書（76ページ）は、泉大津市の訪問型家庭教育支援活動を紹介している。これは、子育てやしつけに悩みや不安を抱える保護者に対して、従来の来所型の相談支援に加えて、保護者を訪問して支援するというものである。市の教育支援センターが拠点となり、学校等からの依頼に応じて、家庭教育支援サポーターを派遣し、巡回指導・家庭訪問活動を実施する。必要に応じて関係機関等との連携を図る。専門家や教育関係者やボランティアと連携した家庭教育支援チームが創設されている。この支援ならば、相談に訪れる時間的ゆとりのない保護者にも対応できる。さらに、保護者の心のサポート・子育て支援をより直接的に、機動的に行うことが可能になる。

このような、保護者のもとへ支援者（チームやセンター）が直接出向いて行う支援は、保護者が来所する場合よりも、より家庭教育の実態を把握しやすいために、有効な支援の方法が見つかりやすくなるものと思われる。困難を抱えた保護者の状況についての情報が得られやすいだけでなく、その場での直接的な支援も可能になるために、より効果的な支援の方法といえる。

5) 虐待防止の取組

白書は「また、近年、児童虐待相談対応件数の増加や、ひとり親家庭の増加、子育て家庭の孤立化など、家庭が抱える課題は多様化してきており、様々な状況にある子育て中の親たちに対しても、きめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題となっています。」とある。

これは、福祉施策に重なる部分があり、児童虐待やひとり親家庭については「平成24年度厚生労働白書」にも詳しい記述があるが、文部科学省は、家庭が抱える困難に対してきめ細かく支援していこうとしている。

6) 報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」

平成24年3月の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」では、Ⅰ家庭教育をめぐる現状と課題、Ⅱ家庭教育支援のあり方、Ⅲ方策、Ⅳ国と地方自治体の役割、が述べられている。この報告書では、親の生涯発達に関係した取組み、地域と連携した取組み、学校を開放する取組み、

つながり・ネットワークを作る取組み、などが挙げられている。以下に具体的に見ていく。

この報告書では、「Ⅰ 家庭教育をめぐる現状と課題」の「1 家庭教育をめぐる社会動向」として、(1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化、(2) 現代の子どもの育ちをめぐる課題、(3) 家庭教育が困難になっている社会、が挙げられている。また「3 家庭教育支援の課題」として、(1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援、(2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携、(3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える、(4) 地域の取組の活性化、が挙げられている。

このように、平成24年3月の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」では、時代的な環境の変化に伴う子育ての課題の変化を意識しつつ行政の役割を考察しようとしている。また、親の生涯発達を展望した支援のあり方を課題にしつつ、学校の枠を超えた、福祉や多様な世代の連携や地域の取組みを課題としていることがわかる。

そして「Ⅱ 家庭教育支援のあり方」の「1 基本的な方向性」として、(1) 親の育ちを応援する、(2) 家庭のネットワークを広げる、(3) 支援のネットワークを広げる、が挙げられている。また「2 重要な視点」として、(1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す、(2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ、(3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり、が挙げられている。

このように、家庭教育支援のあり方は、親の主体性を尊重しつつ、親の社会的なネットワークを広げることによって、親の生涯にわたる発達を促そうとするものである、という方向性を打ち出している。しかも、その親の社会的なネットワークとは、地域の専門家とのつながりだけでなく、学校・家庭・地域との日常的な連携の関係を創造しようとしているものである。この「つながり」や連携を作り出そうとしていることこそが、この報告書の重要な点である。

そして「Ⅲ 家庭教育支援の方策」の「1 親の育ちを応援する学びの機会の充実」として、(1) 親の育ちを応援する学習プログラムの充実、(2) 多様な場を活用した学習機会の提供、(3) 将来親になる中高生の子育て理解学習の推進、が挙げられている。

また、「2 親子と地域のつながりをつくる取組の推進」として、(1) 家庭を開き、地域とのつながりをつくる、(2) 学校・家庭・地域の連携した活動の促進、が挙げられている。

また「3 支援のネットワークをつくる体制づくり」として、(1) 地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及、(2) 課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり、(3) 人材養成と社会全体の子育て理解の促進、が挙げられている。

このように、子育て支援プログラム（ワークショップ、子育て広場、親子参加イベント、等）、相談活動（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、相談対応、等）、中学高校生に対しての将来親になる準備の学習の充実（乳幼児との触れ合い活動、家庭科の学習の発展・充実）、活動拠点をもったチーム型支援、企業の協力（ライフワークバランスの実現）や職業体験、などを推進しようとしている。また「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組みによる生活習慣づくり、も挙げられている。また学校をできる限り、地域に開かれたものにしていこうとしている。

これらの方策を実現するためには、地域の人材を広く求めることが大切である。専門家はもちろん、地域の身近な人々がこれを理解して協力する活動が広がる必要があると考えられる。学校関係者、保育関係者、医療関係者、福祉関係者、心理相談専門家、だけでなく、身近な地域住民、NPO 関係者、企業関係者、などの中から支援に協力する人材を広く求めていく必要がある。こうして、子育てや家庭教育を社会全体で支えていく理念に近づくものとなっていく。

最後に「IV 国と地方自治体の役割」の「1 地方自治体の役割」として、「市町村」は「○家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担う。」「具体的な支援活動の企画・実施や、地域人材等による活動のコーディネート、地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関、企業等の地域の様々な関係者との連携・調整、家庭教育支援チーム等の組織化と運営のサポート、調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化・運営等により、取組を進めていく。」とある。

また「都道府県」は「○地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みを整備する。」「協議会の組織化等により、地域課題や支援手法等の検討、学習プログラムの開発、取組状況の検証等を行うとともに、広域的な関係者のネットワーク構築を促進していく。また、広域的な観点や地域間の取組の格差是正の観点から、市町村や地域の様々な主体に対し、情報提供や助言、その他の必要な支援を行っていく。」「さらに、人材の養成や研修機会の提供、NPO 活動に対する支援など、自律的かつ持続的な取組を継続できるような環境の整備を図るとともに、地域におけるモデル的な取組の推進や普及啓発など、広域的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。」とある。

また「国の役割」は「○家庭教育支援の基本的な方向性を示す。」であり、「社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性とそのための基本的な方策を検討し、示していく。その際先導的取組の把握や分析も含め、必要な調査研究を行っていく。」「関係府省や関係制度との連携を図るとともに、地方自治体や関係者との意見交換や情報共有を行いながら、全国的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。(以下略)」とある。

このように、地域の取組みを重視する観点からは、市町村のコーディネーターとしての役割が特に重要であり、都道府県や国の役割は、この市町村の活動を補助するものである。市町村は地域人材・企業関係者などを支援チームなどの組織の一員に加えて支援活動に活用していくことが求められる。こうした役割は主として市町村が担うべき重要な役割となる。都道府県は、この役割を補完すべく、市町村に情報提供などで支援していくものである。

この報告書では、最後に「3. 保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携」について述べている。ここでは「子どもに関する施策については、教育委員会と母子保健・児童福祉の担当部局が重要な役割を担っており、その他、労働、医療など多くの関連部局があります。また、教育委員会内においても、生徒指導や健康相談を担当する部局など、家庭教育支援に関連する部局があります。家庭や親子に対する支援は、こうした行政の関連部局が、相互に調整と連携を図り、課題とそれに対する対応についての共通理解を持ちながら、施策を進めていくことが重要です。」とある。

このように、文科省は、家庭教育支援において、厚生労働省に関係の深い保健福祉の領域においては、関連部局と「相互に調整と連携」を図り、「共通理解を持ちながら、施策を進めて」いこうとしている。したがって、教育行政と福祉行政が共通理解のもとに連携しながら、家庭教育支援活動などの子どもや家庭に関する施策が進むことが期待される場所である。

4. 厚生労働白書にみる家庭への記述

次に、厚生労働省は、家族に対してどのような見方をしているのか。ここでは厚生労働白書にみる家庭への記述を調べてみた。

1) 家族の役割と社会保障の関係

厚生労働白書（平成24年版）は、「家族は人間社会の基礎的な構成単位であり、生活の場であるとともに、愛情や精神的安らぎの場である」としている（203ページ）。

まず「人間は家族を形成して生活を営み、子どもを産み育て、その子どもが成人して新たな家族を形成していく。この意味で、家族はその構成員の生活を維持し、保障するという生活保持機能を基本とする」としている。そして「構成員の生活を保持するために生産や労働に従事」という「生産・労働機能」、「子どもを生み育て教育」という「養育・教育機能」、「病気になるったり、年老いて働けなくなり、介護を必要とするようになった場合には、互いに助け合う」という「扶助機能」、「次の世代を担う人間が生まれ」という「次世代育成機能」を挙げている。この「次世代育成機能」により、「社会の連綿とした存続が可能になる」としている。

また「愛情や精神的安らぎの場としての精神的機能」を挙げている。また、「特に、生活水準が向上し、人々の生活が豊かになった社会では、生活保持機能よりもこのような精神的機能が重視されるようになる」としている。

このように、厚生労働省は、家族に対して社会の存続に関わる重要な役割を認めているといえる。やはり、家族は、個人的な領域の性格を持つだけでなく、公的にみて重要な機能を持っているといえる。しかも、家族が、時代の変化とともに精神的な安らぎを与える機能を強く持つように変化していくことを強調している。

さらに、「このような家族の機能・役割の重要性は、社会が変化しても変わらない。しかし、一方で、家族の姿は大きな変化に直面している。」としている。そして、「これからも家族の機能が十分に発揮されるようにするためには、社会保障によりその機能を補完し、家族を社会全体で支えていくことが重要である」としている。このように白書では、社会の変化にともなって必要となった家族の機能を補完して、家族を社会全体で支えるために、社会保障を行うことが重要だとしている。

2) 子育て家庭への支援

では、具体的には、子育て家庭へどのような支援を行っているのか、あるいは行おうとしているのか。白書（308ページ～325ページ）によると、「第1章 安心して子どもを産み育てるこ

とができる環境の整備」の中に、「児童手当制度」、「新たな子ども・子育て支援の施策の充実（「子ども・子育てビジョン」（2010年1月）」）、「（保育所）待機児童の解消などに向けた取組み」、「児童虐待への対応、社会的擁護の充実」、「ひとり親家庭」の自立支援、「母子保健医療対策」、「育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備」など多くの施策が挙げられている。

このうち、「子ども・子育てビジョン（2010年1月）」では、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）であると位置付け」て、「「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換」した。そして「社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し」ている。

そして、「2010年度から2014年度までの5年間で目指すべき施策内容と具体的な数値目標を掲げ」た。たとえば、安心できる妊娠・出産のために、新生児集中治療管理室（NICU）の病床数を増やしたり、さらに、子育てしやすい働き方と企業の取組みを促すための、「次世代認定マーク（くるみん）」取得企業数を増やしたりする、ことを目指している。妊娠・出産に対する支援、保育所の充実、相談・訪問体制の充実、手当の創設、環境整備、特に支援が必要な子どもに対する施策、支援の拠点の整備、ファミリーサポートの普及、ワーク・ライフ・バランスの実現（仕事と生活の調和）、など多岐に渡っている。

このように、厚生労働省は、子育て家庭を支援する施策を数多く推進しようとしていることがわかる。ただし、先に見てきたとおり、少子高齢化の流れは強いので、少子化対策として効果が得られるかどうかは不明である。

これら施策は、少子化対策としてのみ捉えるのではなく、社会全体で子育てを支援する方法として捉え、子育て支援として充実させていくことが大切であると考えられる。

そもそも親はその生涯にわたり、必要な子育て支援を受けられるようにしていくことが大切である。そのためには、施策がさらに改善されていくことが求められている。

5. まとめ

本研究では、政府が発行している白書などを参照しながら、日本の家族の将来推計や、子育て家庭への施策を記述し考察した。

まず子どものいる世帯は年々減少している。また母が働いている世帯が多いが、母の就業形態は非正規が多い。また母は、末子が成長して、末子の年齢が高くなるにつれて、仕事をするようになる傾向がある。そして今後の日本社会においては、世帯数は変わらないが、世帯の人員が減少し、家族の規模が縮小し、家族が高齢化していくことが予測されている。また子どものいる世帯も減少していく傾向が予測されている。

日本社会は少子高齢化傾向が続く、という将来推計をみるかぎりでは、今後大きな経済成長の方向性は見出しにくいといえる。

文部科学白書では、社会が家庭教育を支える必要性が高まっているとしている。また教育基本法の改正で、家庭教育の重要性が規定された。親の主體的な役割を尊重しつつも、家庭・学校・地域の連携のもとに、家庭教育を支援していくこととなった。そして教育振興基本計画において、家庭・学校・地域の連携のもとに、家庭教育の支援の取組みを推進していこうとして

いる。

教育行政は、子どもたちの育ちを社会全体で支えようとしており、家庭の教育的な機能に特に注目して、教育的な支援を充実させていこうとしている。

一方、厚生労働白書では、家族が社会で果たしている役割について記述している。また厚生労働白書でも、家族を社会全体で支えることが重要だとしている。そして「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」のための施策を推進しようとしている。

福祉行政は、教育行政が教育面に注目しているのに対して、社会における家庭の役割に注目して、福祉的な支援を充実させようとしているといえる。ただしこれらの施策が少子化対策としてどの程度効果があるかは不明である。

ちなみに文科省は、家庭教育支援において、厚生労働省に関係の深い保健福祉の領域においては、関連部局と「相互に調整と連携」を図り、「共通理解を持ちながら、施策を進めて」いこうとしている。文部科学省と厚生労働省が相互に連携をとりながら必要な施策を進めていくことが期待される。

文献

林 昭志 2005 親を生涯発達の観点から捉える心理学的研究の試み 上田女子短期大学紀要 第28号 pp. 11-18.

林 昭志 2006 親を生涯発達の観点から捉える試み——乳幼児期の親の発達について—— 上田女子短期大学紀要 第29号 pp. 1-9.

林 昭志 2007 親を生涯発達の観点から捉える試み(その3)——親の発達権と家族の発達—— 上田女子短期大学紀要 第30号 pp. 19-28.

林 昭志 2008 親を生涯発達の観点から捉える試み(その4)——家族の個性と親の発達—— 上田女子短期大学紀要 第31号 pp. 27-36.

林 昭志 2009 親を生涯発達の観点から捉える試み(その5)——家族の中の対人関係・相互作用と発達—— 上田女子短期大学紀要 第32号 pp. 35-46.

林 昭志 2012 親を生涯発達の観点から捉える試み(その6)——子どもの発達に伴う親の変化—— 上田女子短期大学紀要、第35号、pp. 11-19.

国民の福祉と介護の動向 厚生指針 増刊2012/2013年版 一般財団法人厚生労働統計協会 (編集・発行) 2012年9月発行 奥村印刷

文部科学白書 平成23年度 文部科学省 平成24年6月発行 佐伯印刷

厚生労働白書——社会保障を考える—— 平成24年版 厚生労働省 平成24年9月発行 日経印刷

教育振興基本計画 平成20年7月 (※教育基本法第17条に基づき策定)

つながりが創る豊かな家庭教育 平成24年3月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会